

盛岡市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和8年3月30日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局等

保健福祉部、保健所、子ども未来部、交流推進部、議会事務局及び農業委員会事務局

2 対象範囲

令和6年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理に関すること。

なお、必要があると認める場合は、令和7年度又は令和5年度以前も対象とした。

第4 監査の着眼点

施設修繕契約事務、委託契約事務及び指定管理者による管理運営事務並びに補助金交付事務を重点項目としたほか、各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行及び経営に関する事業の管理が、法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性や正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の

執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和7年9月22日～令和8年3月30日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
【保健福祉部】 地域福祉課、障がい福祉課、長寿社会課、介護保険課	令和8年1月13日から同年1月19日まで 本庁舎6階監査室
生活福祉第一課、生活福祉第二課	令和8年1月20日から同年1月21日まで 本庁舎6階監査室
【保健所】 企画総務課、健康増進課、指導予防課、生活衛生課	令和7年12月16日から同年12月22日まで 保健所7階大ホール
【子ども未来部】 子ども青少年課、子育てあんしん課、母子健康課、こども家庭センター、こども相談室、少年センター	令和7年12月8日から同年12月15日まで 保健所7階大ホール
くりやがわ保育園、太田保育園、さくらがおか保育園	令和7年11月18日 くりやがわ保育園、太田保育園、さくらがおか保育園
乙部保育園	令和7年11月17日 乙部保育園
【交流推進部】 文化国際課、スポーツ推進課、スポーツツーリズム推進室、観光課	令和8年1月6日から同年1月9日まで 本庁舎6階監査室
飯岡体育館	令和8年1月9日 飯岡体育館

監査対象機関	実地監査期日及び場所
【議会事務局】	令和 8 年 1 月 13 日から同年 1 月 19 日まで 本庁舎 6 階監査室
【農業委員会事務局】	令和 7 年 11 月 21 日から同年 11 月 25 日まで 都南分庁舎 4 階大会議室南

第 7 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 保健所

企画総務課

【指摘事項】

- 1 盛岡市保健所非常用照明取替修繕において、盛岡市随意契約見積参加者心得を承諾のうえ見積する旨を記載すべきところを、入札する旨の記載となっている無効となる見積書を有効として取り扱っていたため、適正な事務の執行を求める。

健康増進課

【指摘事項】

- 1 公用車による市外用務地への訪問に当たり、日帰り旅行命令簿の作成及び日当の支給がされていなかったことから、適正な事務の執行を求める。
- 2 自殺予防を見据えたSNS相談の地域版ゲートシステム（試行版）を活用したリスティング広告掲載事業業務委託において、仕様書において成果品に広告へのアクセス件数（総数、男女別、世代別、曜日及び時間帯等の詳細を含む）の記載を求めているが、「曜日」及び「時間帯」が成果品に記載されていなかったことから、適正な事務の執行を求める。

指導予防課

【指摘事項】

- 1 令和6年度結核登録者精密検査及び接触者健康診断業務委託の単価契約の締結に当たり、正当な専決者からの決裁を得ていなかったことから、適正な事務の執行を求める。

II 子ども未来部

子ども青少年課

【指摘事項】

- 1 青山児童センター児童用トイレ暖房交換修繕において、あて名に誤りのある無効とすべき見積書を有効として取り扱っていたため、適正な事務の執行を求める。

母子健康課

【指摘事項】

- 1 公用車による市外用務地への訪問に当たり、日帰り旅行命令簿の作成及び日当の

支給がされていなかったことから、適正な事務の執行を求める。

Ⅲ 交流推進部

スポーツ推進課

【指摘事項】

- 1 公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助金の交付に当たり、証拠書類に基づく事業実績の確認が不十分であることから、適正な事務の執行を求める。
- 2 アイスリンク冷凍機圧縮機修繕において、修繕写真と一緒に提出された、「圧縮機分解点検記録」及び「圧縮機交換整備報告書」が受注者以外の事業者名で作成され、完了検査を行っていたので、適正な事務の執行を求める。